

尼崎市立成良中学校 いじめ防止基本方針(令和7年4月2日改定)

1 いじめ問題に関する理解と基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下はいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

教職員は、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、人として決して許されない行為であるという認識を持たなければならない。

そして、「大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい」「行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する」等の特質を理解し、生徒観や指導体制を見直し、教育委員会はもとより、家庭、地域と一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが必要である。

2 未然防止・早期発見のための取り組み

いじめの未然防止に重点を置き、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てることを目指す。

(1) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

日常の言動を振り返らせながら、他人へのやさしさや思いやりについて学び、行動に移す場を設定する。

(道徳教育、環境学習、妊婦体験学習、防災学習、学級活動、教科指導、情報モラル学習 等)

(2) いじめに対する正しい理解

生徒一人ひとりが他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育てる。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

生徒と向き合う時間を大切に、協働で行う体験型の学習活動や奉仕活動から、仲間意識や自尊感情を高める活動を積極的に推進する。

(道徳教育、学級活動、体育行事、文化行事、緑化活動、美化活動等)

(4) 子どもや学級の様子把握

生徒観察、教育相談、アンケート等を通して、生徒や学級の様子を把握し、教師間で情報を共有し、必要に応じて適切な対応を行う。(教育相談、アンケート、SCとの連携)

(5) 保護者や地域の方へ働きかけ

保護者や地域とのコミュニケーションを充実させ、学校外の生徒の様子を知り、必要に応じて適切な対応を行う。

(家庭訪問、保護者懇談、健全育成協議会、家庭児童相談室との情報交換)

3 早期発見・早期対応

(1) 教職員の対応能力の向上

(2) 日常的な実態把握

(3) 相談しやすい雰囲気・環境づくり

(4) いじめ問題を認知した教職員は、即時にいじめを制止し、被害生徒の身体的安全の確保、精神的不安の解消に対する対応と、加害生徒に適切な指導を行う。

(5) 当事者だけでなく第3者からの事実確認も綿密に行い、いじめ問題発生の原因、いじめの内容を全教職員が共通理解し、加害生徒及び被害生徒の保護者にその内容を説明する。

(6) 傍観者の立場にあった生徒に対して適切な指導を行う。

(7) 必要に応じて関係機関、スクールカウンセラー等と連携して適切な指導を行う。

(8) いじめ問題に対する指導が終了しても、継続して生徒観察と教育相談を行う。

4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上

(2) 専門機関と連携した指導や対応

(3) 保護者に対するインターネット利用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知

5 いじめ対応チームの設置

〈名称〉 いじめ対策委員会

〈構成〉 生徒指導委員会 教育相談担当 スクールカウンセラー

〈活動〉 いじめ問題に対する対応

〈開催〉 月 1 回生徒指導委員会と連携して開催する。

いじめ事案発生時には緊急開催する。

6 いじめ対応チームの取り組み

(1) いじめ問題に対する基本方針の確認(職員会議)

(2) アンケートの実施と集約(随時)

(3) 教育相談(年3回)

(4) 命の教育と心の教育の推進(道徳教育・環境教育との連携、スクールカウンセラーとの連携)

(5) 小中情報交換(中央地区健全育成協議会、成良中学校区健全育成協議会、小中連携研修会)

(6) 地域の情報交換(祭礼補導、成良中学校区健全育成協議会)

(7) いじめ対応チームの課題設定と反省(学校評価)

7 重大事案への対応

いじめにより、生命・心身・財産に多大な被害を生じたり、生じる恐れがある場合や、いじめにより、長期にわたって学校生活を送ることができない場合は重大事案として、以下のような早急な対応を行う。

(1) 尼崎市教育委員会への迅速な報告

(2) 教育委員会と協議の上、当該事案への組織的な対応

(3) 事実関係を把握するための徹底した調査

(4) 調査結果について適切な情報公開